二十　裏書譲渡手形及び割引手形については、割引手形買戻債務等を認識して負債計上し、見返勘定として回収見込額を手形遡及権として資産に計上する。又は、割引手形買戻債務等から回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

二十一　貸倒引当金

イ　個別引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。

ロ　一般引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当相当額を取り崩す。

二十二　退職給付引当金

イ　退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して設定するが、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については評定時に認識して計上又は取り崩す。

ロ　退職が見込まれる従業員がある場合には支給予定額を計上する。

ハ　中小企業等で合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合には、退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して簡便な方法を用いることができる。

二十三　その他の引当金

イ　引当金の設定対象となる資産及び負債について本基準に基づき評定が行われているときは、関連する引当金の額の見直しを行う。

ロ　関係会社の整理又は余剰人員の整理等事業再構築等に要する費用の見積額で、他の資産等の評定額に反映されていない額は事業再生計画に基づき「関係会社支援損失引当金」「事業再構築引当金」等の名称により引当金を計上する。

二十四　保証債務等

イ　保証債務については、保証債務の総額を負債として計上し、同額の求償権を資産に計上し貸倒見積額を控除する。貸倒見積額は主債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見積額を控除した額とする。又は、保証債務の総額から求償権の回収見積額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。

ロ　評定基準日後に保証を履行し、又は保証履行を請求されている保証債務が存在する場合にも、イと同様に評定する。

ハ　他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が実行される可能性が高い場合についても、保証債務に準じて評定する。

二十五　デリバティブ取引

イ　市場価格又はこれに準じて合理的に算定された価額により評定する。

ロ　ヘッジ取引については、ヘッジ対象資産及び負債について本基準に基づき評定した場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についても本基準に基づき評定する。

ハ　複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を一体として評定単位とすることが適当な場合には一体のものとして評定する。

二十六　法人格の継続を前提とした自らの事業に関するのれんについては、「十四　無形固定資産」ののれんに準じて、評定基準日において個別に明確に算定することができるものに限って評定することができ、それ以外の評定額は零とする。

二十七　その他

イ　本基準に定めのない資産及び負債項目については、「二　評定の原則」に従って合理的な評定方法を採用するものとする。

ロ　本基準に定めのないその他の合理的な評定方法がある場合には、その他の合理的な評定方法を用いることができるものとする。その場合には、その他の合理的な評定方法の内容及び採用した理由を明記するものとする。

ハ　「一　目的」に照らして、重要性に乏しいと判断した資産及び負債については、本基準と異なる簡便的な評定方法を用いることができるものとする。簡便的な評定方法を用いた場合には、重要性の基準値及び簡便的な評定方法の内容を明記するものとする。

附　則

この告示は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行の日（令和八年十二月十一日）から施行する。

○環境省告示第三十二号

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年六月三十日　　環境大臣　石原　宏高

環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整備に関する告示

（風景地保護協定に関する件等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「九州地方環境事務所」を「九州環境局」に改める。

一　風景地保護協定に関する件（平成十六年環境省告示第二十九号）五

二　風景地保護協定の認可の申請に関する件（平成二十一年環境省告示第三十五号）五

三　風景地保護協定の認可に関する件（平成二十一年環境省告示第六十七号）五

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部改正）

第二条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件（平成十八年環境省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

一の表の上欄中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同表の下欄中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

（吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部改正）

第三条　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成十九年環境省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

一中「近畿地方環境事務所長」を「近畿環境局長」に改める。

（吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部改正）

第四条　吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成十九年環境省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

五中「近畿地方環境事務所」を「近畿環境局」に改める。

（知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部改正）

第五条　知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件（平成二十二年環境省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

一中「北海道地方環境事務所」を「北海道環境局」に、七中「北海道地方環境事務所長」を「北海道環境局長」に改める。

（個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件の一部改正）

第六条　個人情報の保護に関する法律に定める環境大臣の権限又は事務の委任に関する件（令和四年環境省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

一の表の上欄中「地方環境事務所」を「地方環境局」に、同表の下欄中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この告示は、令和八年七月一日から施行する。